記

1　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、宮城労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

3　推薦締切日　平成25年３月７日

4　推薦書及び添付書類の提出場所　宮城労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

㈱1　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低工賃の改正決定に関する公示

秋田労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、秋田県男子服・婦人服・子供服製造業最低工賃（平成23年秋田労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 25 年２月 21 日　　秋田労働局長　坂本　忠行

秋田県男子服・婦人服・子供服製造業最低工賃

1　適用する家内労働者　秋田県の区域内で男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務、婦人服製造業に係るワンピース、上衣、スカート、ズボン若しくはブラウスのまとめの業務又は子供服製造業に係るワンピース、上衣、スカート若しくはズボンのまとめの業務に従事する家内労働者

2　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3　第１号の家内労働者に係る最低工賃額　次の表に掲げる品目、工程及び規格の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。ただし、金額欄中に表示されている長さ以外の場合は、１センチメートル単位で換算した金額とし、１センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品　目	工　　程	規　　格	金　　額
男子服 背広上衣 ズボン	奥まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	１枚６センチメートルにつき　７円
	逆まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	１枚12センチメートルにつき　13円
	端まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	１枚６センチメートルにつき　６円
	千鳥まつり	針目が４センチメートル間隔に５針以上	１枚４センチメートルにつき　９円
	星入れ	針目が７センチメートル間隔に10針以上	１枚12センチメートルにつき　13円
	ボタン付け	根巻き付き力ボタン	１個につき　16円
		根巻き付き	１個につき　11円
		根巻き無し	１個につき　５円
	ループ止め	２センチメートル以上４センチメートル以下	１か所につき　９円
	×印しつけ	３センチメートル以上４センチメートル以下	１か所につき　５円
	糸くず取り	上衣	１枚につき　26円
		ズボン	１本につき　11円
	かんぬき止め	ズボン８か所	１本につき　26円
婦人服 ワンピース 上衣 スカート ズボン ブラウス	裏まつり	針目が３センチメートル間隔に７針以上	１枚６センチメートルにつき　７円
	千鳥まつり	針目が４センチメートル間隔に５針以上	１枚４センチメートルにつき　９円
	星入れ	針目が７センチメートル間隔に10針以上	１枚12センチメートルにつき　13円
	ボタン付け	根巻き付き力ボタン	１個につき　16円
		根巻き付き	１個につき　11円
		根巻き無し	１個につき　５円
	かぎホック付け	花芯	１組につき　18円
	スナップ付け	花芯	１組につき　22円
	糸ループ付け	３センチメートル以上４センチメートル以下	１か所につき　８円
	×印しつけ	３センチメートル以上４センチメートル以下	１か所につき　５円
	糸くず取り	上衣	１枚につき　23円
		スカート	１枚につき　16円
	肩パット付け		１組につき　22円
子供服 ワンピース 上衣 スカート ズボン	ボタン付け		１個につき　５円
	かぎホック付け	花芯	１組につき　18円
	スナップ付け	花芯	１組につき　22円
	糸ループ付け	２センチメートル以上３センチメートル以下	１か所につき　５円
	糸くず取り		１枚につき　17円

4　効力発生の日　平成25年３月23日